

周南市地域自立支援協議会 平成27年度 第2回定例協議会会議録

1 場所 周南市文化会館 地下展示室

2 日時 平成28年2月4日 午後3時から午後4時30分

3 出席状況

(1) 出席委員

藤村会長、徳毛委員、澤重委員、田中委員、岡崎委員、通山委員、
堀江委員、小林（三）委員、服部委員、野崎委員、片山委員、渡辺委員

(2) 事務局

障害者支援課長、外4名

相談支援会議・地域生活部会・就労部会・教育部会の各専門部会長

(3) 傍聴者 無し

4 審議等経過及び結果

(1) 議事

◇会長 それでは、議事に入ります。(1)各専門部会からの本年度の事業の報告を部会長さんから説明をお願いします。

[資料の1～9ページにより相談支援会議議長並びに各専門部会部会長が説明。①相談支援会議 ②地域生活部会 ③就労部会 ④教育部会]

◇会長 ただ今の各部会の説明について、何かご質問、ご意見はありませんか。

◇委員 就労部会の報告について、「就労継続支援A型事業」は、育ちにくいと聞いているが。

◇部会長 周南市内には1箇所だけである。周南圏域には新規事業所ができた。周南市内に複数の事業所ができるとよいと考えている。

◇委員 就労部会の報告について、共同受注センターに発注があった場合に、どのような対応になるか。

◇部会長 共同受注センターは、主に周南市からの官公需の請負の調整窓口という位置づけ。注文を受けると、全ての参画事業所にFAXで内容を送信し、請負える事業所が応じる。複数になった場合は、話し合いにより調整し、複数事業所で分け持つ場合もある。

◇委員 教育部会の事業計画にある「各々がもっている課題」とは。

◇部会長 今年度は、ペアレントメンターと、コミュニケーションボードについて情報交換を行った。部会員である障害のある子どもを持つ親からの情報提供により部会として学ぶ機会を持ったものである。

◇会長 他に質問や、部会長からの補足説明はありませんか。

◇部会長 就労部会資料の補足説明。7ページの職場実習等支援給付金については、労働サイドと福祉サイド双方で行われる就労に関する支援につ

いて、交通費等の支援を行うもので、周南市単独の事業。就労部会から協議課題として提案して実現したもので、今年度4年目になる。このことが、8ページの就労移行支援を通じて就労する障害者の実績に大きく貢献している。就労支援においては、このような支援の流れを大切に取組むことが大切。

◇会長 その他に何か質問はありませんか。

[他に委員から質疑はなかった。]

それでは、議事の(2)「周南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(案)について」事務局より説明をお願いします。

[事務局が資料の10~16ページを説明。]

◇会長 今の事務局からの説明について、何かご質問、ご意見はありませんか。

◇委員 差別的な取扱いの禁止と、合理的な配慮は、義務となるのか。

◇事務局 地方公共団体等はどちらも義務となる。民間では合理的な配慮は努力義務とされている。雇用の分野については、公共職業安定所からの資料を配布しているので参考にしていきたい。

◇会長 その他に何か質問はありませんか。

◇委員 市役所における「過重な負担」とはどう考えるのか。

◇事務局 14ページに基本的な考え方の記載がある。

◇委員 市が定めるものなので、市民サービスの提供に対する「合理的配慮」と捉えるとよいのではないか。例えば、職員全員が手話ができるというのは、過重な負担だが、窓口で手話ができる人を置くというのは「合理的配慮」。

◇会長 その他に何か質問はありませんか。

[他に委員から質疑はなかった。]

それでは、議事の(3)「その他」について事務局から何かありますか。

[事務局からは特になし。]

◇会長 委員の皆様から何かございましたら、お願いします。

[委員から特に意見等はなかった。]

◇会長 本日予定されていましたが議事は全て終了いたしました。皆様のご協力により何とか議長を務めることができました。ありがとうございました。

◇事務局 今年度の協議会はこれで終わりです。

◇会長 それでは以上で協議会を閉会します。皆様お疲れ様でした。

以上、会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを確認しここに署名する。

平成28年2月8日

周南市地域自立支援協議会 会長